

# 「第1回 環境首都北九州 SDGs アワード ESD 表彰」募集要項

## ESD表彰の新設について

ESD (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育) は、持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人を育む教育です。北九州市には、深刻な公害を、婦人会の取組をきっかけに、市民・企業・行政等が協働して克服した歴史があります。そして、この歴史を「ESDの原点」と位置づけ、様々な立場の人が、持続可能な社会づくりのための活動を推進してきました。

そのような中、2015年に「誰一人取り残さない」という理念のもと、国連加盟国193か国の全会一致で、SDGs(Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)が採択されました。SDGsという世界共通の目標を達成するためにも、人材育成を担うESDはますます重要になってきています。

こうした世界的な動きをうけ、この度、北九州市と北九州 ESD 協議会は、ESD 活動者の意欲の向上を図り、本市のESD 推進をより一層発展させるため、「環境首都北九州 SDGs アワード ESD 表彰」を創設しました。

北九州をもっと元気に、魅力ある街を未来へ。皆様の素晴らしい活動を、ぜひご応募下さい。

### 1 応募資格

- ・北九州市内を中心に活動を展開し、その取組に次に掲げる全ての項目が含まれている、団体・企業等の活動。

① 環境、② 人材育成 (活動をとおした教育や学び合い)、③ 持続可能な社会づくり

- ・応募は、1団体につき1つの活動に限ります。
- ・2018年4月時点で、2年以上継続している活動に限ります。
- ・受賞者には、原則として、2月の授賞式にて活動発表をしていただきます。

### 2 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。

- ・過去5年において、労働関係法令上に関し重大な違反があるもの。
- ・暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (以下、「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員 (暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。
- ・その他社会通念上、表彰されるにふさわしくないと判断されるもの。

なお、応募内容が虚偽の場合、または北九州市暴力団排除条例等に抵触することが分かった場合は、表彰を取り消します。

### 3 授賞数及び副賞

- ・最優秀賞1件 (副賞10万円)
- ・優秀賞2件 (副賞5万円)

※副賞は、ESD 活動 (持続可能な社会づくりを担う人づくり活動) を拡充するために活用すること。

後日、使途をご報告いただきます。

※審査の結果によっては、授賞数が変動することもあります。

#### 4 応募期間

平成30年10月5日（金）～平成30年11月30日（金）17時必着

※なお、郵送の場合は平成30年11月30日（金）の消印有効

#### 5 応募書類の提出

(1) 提出資料

別紙、応募用紙のとおり

(2) 提出方法

電子メールまたは郵送による。

※電子メールでの応募の場合、到着確認後に受領連絡をいたします。12月7日（金）までに受領連絡が届かない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

※郵送の場合は、必ず「簡易書留」にてご提出ください。

(3) 提出先

電子メールでの提出：[kan-gakushu@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:kan-gakushu@city.kitakyushu.lg.jp)

郵送による提出：北九州市環境局総務政策部環境学習課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

#### 6 選考方法

- ・ESD/SDGsの有識者からなる選考委員による書類選考及び選考会議を経て、受賞者を決定します。（1月中旬）
- ・選考にあたっては、北九州 ESD 協議会会員(<http://www.k-esd.jp/friend/>)による投票結果も参考とします。（審査書類は、住所・TEL・FAX・メールアドレスを削除した上で、同会会員に配布します。）

#### 7 選考基準

活動内容が北九州市内のESD活動のモデルとなり、市内のESDの普及に貢献することが期待される優良事例を表彰します。ESD・SDGsに関する有識者等を選考委員とし、以下の基準により選考します。

項目	内容
ビジョン	持続可能な社会の実現に向けた地域コミュニティ等のビジョン、活動が取り組む課題や目的を明確にしているか。
協働	多様なステークホルダー（人や団体）と協働しているか。
統合	環境、経済、社会の視点を複数組み入れているか。
エンパワーメント	持続可能な社会の実現に向けて、課題解決のための学び合いや実践を促す教育が行われ、個人の価値観・態度・行動の変容や地域力の向上につながっているか。
発展性	活動が継続的に行われ、かつ発展する見込みがあり、他の活動に波及することが期待されるか。

#### 8 授賞式及び活動発表

- (1) 開催日 平成31年2月9日（土）（予定）
- (2) 開催場所 北九州市立商工貿易会館 多目的ホール（北九州市小倉北区古船場町1番35号）（予定）
- (3) 内容
- ・受賞者への表彰状の授与
  - ・受賞者による活動発表
  - ・SDGs・ESD有識者及び活動者によるワークショップ

## 9 主催

北九州市、北九州ESD協議会

## 10 問い合わせ先

北九州市環境局総務政策部環境学習課

北九州市小倉北区城内1番1号

TEL:093-582-2784, FAX:093-582-2196

## 11 その他

ご応募いただいた各団体の活動は、北九州市や北九州ESD協議会が実施する、ESDの普及啓発活動の一環として、ホームページやその他広報媒体にその一部を掲載することがあります。

### ○持続可能な開発目標 (SDGs) について

SDGsは、2015年9月に国連総会にて全会一致で採択された「2030年までの国際目標」です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

17のゴールは以下の通りです。

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう             | 10 人や国の不平等をなくそう      |
| 2 飢餓をゼロに              | 11 住み続けられるまちづくりを     |
| 3 すべての人に健康と福祉を        | 12 つくる責任、つかう責任       |
| 4 質の高い教育をみんなに         | 13 気候変動に具体的な対策を      |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう       | 14 海の豊かさを守ろう         |
| 6 安全な水とトイレを世界中に       | 15 陸の豊かさを守ろう         |
| 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに | 16 平和と公平をすべての人に      |
| 8 働きがいも経済成長も          | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう     |                      |



※詳細は、国連広報センターHP 等をご覧ください

[http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)